

コロナ禍でも着実な経営を！
商工会議所がみなさんをサポートします！

事業計画 作成セミナー 開催 **無料**

伴走型小規模事業者支援推進事業

セミナー

個別相談会

日時 令和2年 **11月13日**金
12月3日木・**17日**木
14:00～16:30 (3回シリーズ)

会場 伝国の杜 大会議室
(米沢市丸の内一丁目2-1)

日時 令和3年 **1月14日**木
10:00～17:00

会場 米沢商工会議所
(米沢市中央四丁目1-30)

今回のセミナーでは、なぜ事業計画作成が必要なのか？事業計画作成の意義や手順を学びながら、小規模事業者の持続的発展に向けた事業計画書作成まで支援いたします。講師の先生と商工会議所の経営指導員がみなさんの応援団となり、計画作りをサポートいたしますので、この機会にぜひご参加ください！！

こんな悩み
ありませんか？…

- 「コロナ禍」で何をやっていいかわからない
- 新たな取引先を増やしたい
- もっと売上を伸ばしたい
- 競合店に負けない店をつくりたい
- お客様の目を引く新商品を開発したい
- 販売計画の作り方がわからない



解決の
糸口が
みつかります！

事業計画作成で悩みをスッキリ！！



このような効果があります！

- 自分の店の経営状態を改めて知ることができた
- 補助金や助成金の情報を知ることができた
- 「やりたいこと」を形にできた
- 銀行へ計画書を提出したら信用度がUPした
- セミナー受講者とのネットワークが広がった
- などなど、感謝の言葉が寄せられています

受講料 無 料

定 員 セミナー / 30人(先着)
個別相談会 / 9人(先着)

講 師 株式会社エイチ・エーエル
すず い ゆうきょう
鈴木 祐恭 氏 (経営コンサルタント)

申込み 裏面申込書に必要事項をご記入のうえ、
FAX・電話にてお申込みください
※定員超過等で受講いただけない場合のみご連絡いたします

《 感染予防・対策、諸注意事項 》

- ①本セミナーは当所感染症防止ガイドラインに沿って開催いたします。
- ②感染拡大防止のため、当日発熱等の風邪症状のある方の参加はお控えいただきます。
- ③会場ではマスク着用・手指消毒・検温・健康確認票への記入にご協力ください。
- ④感染症拡大の際は、開催形式の変更(オンライン等)や延期または中止になる場合もありますので、ご了承ください。

お 申 込 み
お 問 合 せ

米沢商工会議所 中小企業振興部

〒992-0045 米沢市中央四丁目1-30

TEL 0238-21-5111

FAX 0238-21-5126

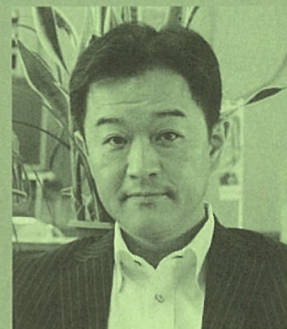
【セミナー内容】

	開催日時	定員	内容
1回目	11月13日(金) 14時～16時30分	30人 (先着)	なぜ事業計画作成が必要なのか? ~事業の継続と発展をさせるための事業計画~ ●なぜ事業計画が必要なのか? ●実現可能な事業計画(アクションプラン) ●将来ビジョンの設定 ●新型コロナウイルスへの対応~新しい生活様式と販売~
2回目	12月3日(木) 14時～16時30分	30人 (先着)	自社の経営分析を行ってみよう! ~自社分析から新たな取組を考える~ ●自社分析の手法と考え方~SWOT分析をやってみよう~ ●新たな取り組みの考え方
3回目	12月17日(木) 14時～16時30分	30人 (先着)	事業計画作成と販路開拓 新たな商品やサービスを売るための仕組みを考える ●販路開拓に結び付く事業計画とは? ●マーケティングとは ●ターゲットの選定 ●消費者の直感に訴え、購入につなげる!→必要な「感性」と「デザイン」の重要性を学ぶ ●自社の戦略、価格、販売方法を考える ●実際に事業計画を作成する
個別相談会	1月14日(木) 10時～17時	9人 (先着)	個別相談会 (1事業所40分) ●自社の置かれている状況を詳細に把握しよう ●小規模企業ならではの事業計画を作成しよう

※セミナーは全日受講が望ましいですが、選択受講も可能です。 ※個別相談会の申し込みについては、セミナー受講者に後日お知らせいたします。

講師紹介

鈴井 祐恭 氏
株式会社 エイチ・エーエル / 経営コンサルタント



昭和45年新潟県糸魚川市生まれ

糸魚川商工会議所に23年務め、商工会議所在職中はまちづくり支援を行ったほか、経営革新、農商工連携、事業再生、創業、商談会出展などの企業支援に取り組む。相談300事業者超、経営相談5,000回を誇る。実務経験から経営分析や改善計画を作成しても行動や成果につながらない事業者が多いことを痛感。その経験を活かして、計画の実行を支援し、目に見えた成果が表れる「HAP DO CAS メソッド」を考案、業種業態や経営環境に応じた相談と市場開拓を実現させている。

小規模事業者とは…

国や地方公共団体または商工団体の支援において、企業の規模や成長段階に応じたきめ細かな支援を実行するため、下記の定義により、中小企業をさらに分類している。

小規模事業者の定義	製造業		サービス業	
	卸売・小売業	サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	卸売・小売業	サービス業(宿泊業・娯楽業以外)
	常時使用する従業員数	5人以下	常時使用する従業員数	5人以下
	常時使用する従業員数	20人以下	常時使用する従業員数	20人以下
	常時使用する従業員数	20人以下	常時使用する従業員数	20人以下

「事業計画作成セミナー」申込書

米沢商工会議所 中小企業振興部行き

FAX:0238-21-5126

参加日	※○を付けてください。 全3回(すべて) 11月13日 ・ 12月3日 ・ 12月17日		
事業所名	業種		
住所			
電話	参加者		
F A X			

※ご記入いただいた個人情報は、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。